

就業規則は整備してありますか？

社会保険労務士による 個別相談会

参加費
無料



下記の項目に2つ以上当てはまる事業所さんは、ぜひこの機会にご相談下さい!!

- 常用10人以上の労働者がいる
- 年次有給休暇を何日取得してもらったらいいのかわからない
- 60歳以上の労働者をいつまで雇用したらいいのかわからない
- ハラスメント対策をどのように進めたらいいのかわからない
- 病欠した従業員の休職や復職の取り扱いがわからない

雇用形態や勤務時間などに関係なく、常時10人以上の従業員を雇用する場合は就業規則の作成が義務付けられています。就業規則作成義務があるのにも関わらず怠ったまま事業を行っているとは労働基準法違反となり、30万円以下の罰金が科せられます。

「働き方改革関連法」などの労働法制改正に対応するために、個別相談会では就業規則における記載事項及び懲戒、退職・解雇など職場で起こりうる労働トラブルを念頭において、その未然予防に必要な就業規則の作成をお手伝い致します。常用10人未満の事業所の方もご相談頂けます。

2024年

7月19日(金)

9:00 - 16:00

※事前予約が必要です（相談時間1時間）



相談員
波多野 英雄 氏

WAVE社会保険労務士事務所 代表



場所: 美濃商工会議所

対象者: 当所会員事業所

お問い合わせ

美濃商工会議所

TEL 0575-33-2168

FAX 0575-33-3183

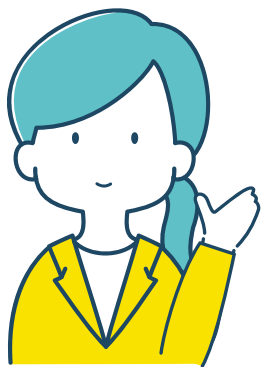
お電話または二次元コードで
お申込み下さい



就業規則は整備してありますか？

社会保険労務士による 個別相談会

参加費
無料



下記の項目に2つ以上当てはまる事業所さんは、ぜひこの機会にご相談下さい!!

- 常用10人以上の労働者がいる
- 年次有給休暇を何日取得してもらったらいいのかわからない
- 60歳以上の労働者をいつまで雇用したらいいのかわからない
- ハラスメント対策をどのように進めたらいいのかわからない
- 病欠した従業員の休職や復職の取り扱いがわからない

雇用形態や勤務時間などに関係なく、常時10人以上の従業員を雇用する場合は就業規則の作成が義務付けられています。就業規則作成義務があるのにも関わらず怠ったまま事業を行っているとは労働基準法違反となり、30万円以下の罰金が科せられます。

「働き方改革関連法」などの労働法制改正に対応するために、個別相談会では就業規則における記載事項及び懲戒、退職・解雇など職場で起こりうる労働トラブルを念頭において、その未然予防に必要な就業規則の作成をお手伝い致します。常用10人未満の事業所の方もご相談頂けます。

2024年

7月19日(金)

9:00 - 16:00

※事前予約が必要です（相談時間1時間）



相談員

波多野 英雄 氏

WAVE社会保険労務士事務所 代表



場所: 美濃商工会議所

対象者: 当所会員・会員外でも相談可能です

お問い合わせ

美濃商工会議所

TEL 0575-33-2168

FAX 0575-33-3183

お電話または二次元コードで
お申込み下さい

